

令和5年第2回
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和5年7月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

令和5年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	1
7	出席議員	1
8	欠席議員	1
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	3
12	会議の経過	3
	(1) 開会及び開議の宣告	3
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	3
	(4) 議長の選挙	4
	(5) 会議録署名議員の指名	4
	(6) 会期の決定	5
	(7) 承認第1号及び第2号、認定第1号及び第2号、議案第11号から第16号、 報告第1号、同意第3号の提出	5
	(8) 提案理由の説明	5
	(9) 承認第1号の説明、採決	7
	(10) 承認第2号の説明、採決	8
	(11) 認定第1号及び第2号の説明、採決	9
	(12) 議案第11号の説明、採決	13
	(13) 議案第12号の説明、採決	14
	(14) 議案第13号の説明、採決	15
	(15) 議案第14号の説明、採決	16
	(16) 議案第15号及び第16号の説明、採決	17
	(17) 報告第1号の説明、採決	18
	(18) 同意第3号の説明、採決	19
	(19) 閉議及び閉会の宣告	19

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第22号

令和5年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年6月16日

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

1 日 時 令和5年7月19日（水）午後1時30分

2 場 所 福島県福島市杉妻町3番45号
杉妻会館 3階 「百合」

2 招集年月日

令和5年7月19日（水曜日）

3 招集の場所

杉妻会館 3階 「百合」

4 会議の時刻

令和5年7月19日（水曜日） 午後1時40分開会、午後2時46分閉会

5 応招議員

3番 遠藤 忠一 君	4番 須田 博行 君	5番 三澤 豊隆 君
6番 高橋 廣志 君	8番 伊澤 史朗 君	10番 五十嵐 伸 君
11番 石橋 浩人 君	12番 本多 勝実 君	13番 片平 秀雄 君
14番 小玉 智和 君	15番 割貝 寿一 君	16番 渡邊 一夫 君

6 不応招議員

1番 品川 萬里 君	2番 内田 広之 君	7番 澤村 和明 君
9番 清川 雅史 君		

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	木幡 浩 君	副広域連合長	高橋 宣博 君
代表監査委員	長谷川 敏朗 君	会計管理者	佐藤 雅宏 君
事務局長	丹治 雅裕 君	事務局次長	斉藤 政宏 君
総務課長	菊田 祐子 君	業務課長	佐藤 朱美 君

10 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 議長の選挙
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 承認第1号及び第2号、認定第1号及び第2号、議案第11号から第16号、報告第1号、同意第3号の提出
- 日程第 7 提案理由の説明
- 日程第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免))
- 日程第 9 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第2号 令和5年度東日本大震災等による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例)
- 日程第10 認定第 1号 令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 2号 令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第11号 福島県後期高齢者医療広域連合例規集の電子化に伴う条例の用語等の整備に関する特別措置条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 福島県後期高齢者医療広域連合地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の制定について
- 日程第16 議案第15号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算

(第1号)

- 日程第17 議案第16号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 報告第1号 令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第19 同意第3号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

- 1.1 本日の会議に付した事件
「10 議事日程」に記載のとおり。

1.2 会議の経過

(午後1時40分)

(1) 開会及び開議の宣告

事務局次長(斉藤 政宏君) 定例会の開会に先立ち、ご説明申し上げます。

議長につきましては、現在空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行うこととなります。

それでは、片平副議長、議長席によろしくお願いいたします。

副議長(片平 秀雄君) ただいま出席議員が定足数に達しておりますので、これより「令和5年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

ご報告いたします。

品川 万里君、内田 広之君、澤村 和明君、清川 雅史君より欠席の届がありました。直ちに本日の会議を開きます。

(2) 諸般の報告

副議長(片平 秀雄君) 日程第1「諸般の報告」を行います。

2月定例会以後に議員の異動がありましたので、報告いたします。

令和5年3月31日付けで、三瓶 裕司君より辞職願が提出され、同日これを許可しました。また、令和5年4月29日付けで、佐川 正一郎君が任期満了となりました。

これにより、令和5年4月19日告示の補欠選挙が執行され、高橋 廣志君、本多 勝実君が当選されました。

令和5年6月25日付けで、鈴木 久一君、令和5年7月9日付けで、筒井 孝充君が任期満了となりました。

これにより、令和5年6月13日告示の補欠選挙が執行され、五十嵐 伸君、小玉 智和君が当選されました。

(3) 議席の指定

副議長(片平 秀雄君) 次に、日程第2「議席の指定」を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回補欠選挙において当選された高橋 廣志君の議席を6番、五十嵐 伸君の議席を10番、本多 勝実君の議席を12番、小玉 智和君の議席を14番に指定します。

(4) 議長の選挙

副議長（片平 秀雄君） 次に、日程第3「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第292条で準用する同法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（片平 秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（片平 秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

議長に、11番 石橋 浩人君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、副議長が指名いたしました、石橋 浩人君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（片平 秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、石橋 浩人君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました、石橋 浩人君が議長におられますので、福島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第32条第2項の規定によって当選を告知いたします。

石橋 浩人議長、前方の演壇へ登壇願います。

議長（石橋 浩人君） ただいま、皆様のご推挙によりまして、議長を務めることになりました石橋 浩人でございます。

議員の皆様のご真摯な議論を通じ、円滑な議会運営を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様のご指導、ご協力のほど、よろしくお願いたします。

副議長（片平 秀雄君） ここで、議長を交代いたします。

石橋 浩人議長、議長席へお着き願います。

(5) 会議録署名議員の指名

議長（石橋 浩人君） 次に、日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に、8番 伊澤 史朗君、14番 小玉 智和君を指名いたします。

(6) 会期の決定

議長（石橋 浩人君） 次に、日程第5「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

(7) 承認第1号及び第2号、認定第1号及び第2号、議案第11号から第16号、報告第1号、同意第3号の提出

議長（石橋 浩人君） 次に、日程第6「承認第1号及び第2号、認定第1号及び第2号、議案第11号から第16号、報告第1号、同意第3号」の提出を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。

議案は、先にお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(8) 提案理由の説明

議長（石橋 浩人君） 次に、日程第7「提案理由の説明」を行います。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（木幡 浩君） 提案理由の説明につきましては、副広域連合長より代読していただきますのでご了承のほど、お願いいたします。

議長（石橋 浩人君） 副広域連合長。

副広域連合長（高橋 宣博君） それでは、提案理由につきまして、代読させていただきます。

本日、ここに、令和5年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

提案理由に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関し広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

この後期高齢者医療制度は、平成20年度の発足以来15年が経過し、高齢者の皆様が健康やかに過ごすために欠かすことのできない制度として、構成市町村のご協力のもと適正な運営に努めてきたところです。

今般、すべての世代が公平に支え合う持続可能な社会保障制度を構築するための改革として、今国会で健康保険法等改正法が成立しました。

後期高齢者医療に関する主なものとしては、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入、また、現役世代と高齢者の給付と負担のバランスの是正として、保険料の賦課限度額及び所得に係る保険料率の引き上げがあります。

この保険料率等の引き上げは、年金収入が153万円相当以下の方にとっては負担増ができるだけ生じないように配慮する一方で、負担能力に応じた負担を求めるものとなっています。

今年度に行う令和6・7年度の保険料率改定作業では、これらの影響による激変緩和措置も講じられていますので、過度な負担増にならないよう留意しながら算定を行ってまいります。

また、マイナンバーカードの保険証一体化につきまして、今国会で関連法が可決されたことから、被保険者に混乱が生じないように、来年秋の実施に向け、周知広報などの準備を今年度から進めてまいります。

次に、東日本大震災による原子力発電所事故に伴う避難指示区域等の被保険者に対してなされてきた保険料や一部負担金の減免措置ですが、今年度から段階的な見直しが始まりました。被保険者をはじめ県民の皆様に対して丁寧に説明を行い、併せて、見直し対象となる市町村に対しても、保険料収納対策などの支援に努めてまいります。

次に、健康の保持増進の取組について申し上げます。

令和6年度に全市町村での実施を目指している「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施」につきましては、今年度には51市町村が取り組むこととなりました。

今後、市町村向けの研修会開催や、実施に当たっての指導助言などの支援をさらに強化し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向け、市町村との連携を深めながら取組を進めてまいります。

以上、後期高齢者医療制度について的一端を申し上げましたが、今後も健全な財政運営と医療保険制度の安定的な運営を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう努めてまいりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、本定例会に提出いたしました案件について申し上げます。

提出いたしました案件は、専決処分承認が2件、令和4年度決算に係る議案が2件、条例に係る議案が3件、市町村総合事務組合の規約変更について1件、令和5年度補正予算に係る議案が2件、明許繰越の報告が1件、人事に係る同意が1件、合わせて12件です。

「承認第1号」は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する令和4年度分保険料の減免に関し、「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」について所要の改正を行うため、「承認第2号」は、東日本大震災による被災者の保険料減免について、令和5年度分保険料減免の財政支援の基準が示され、また、段階的な見直しも始まることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により承認を求めるものです。

「認定第1号 令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び「認定第2号 令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の審査に付した決算と決算附属書類を添え、監査委員の意見を付けて認定に付するものです。

「議案第11号 福島県後期高齢者医療広域連合例規集の電子化に伴う条例の用語等の整備に関する特別措置条例の制定について」ですが、例規データベースシステムを導入して例規集を整備するにあたり、既存の条例の内容及び効力に影響を及ぼさない限度において、用語、用字等を整えるため、必要な規定の整備を行うものです。

「議案第12号 福島県後期高齢者医療広域連合地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第

13号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、いずれも引用している法令等の条項を一部改正するものです。

「議案第14号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同約の一部を変更する規約の制定について」ですが、田村広域行政組合が本年3月31日に解散したことに伴い、所要の改正をするものです。

「議案第15号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,167万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ12億7,937万4,000円とするものです。

「議案第16号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ66億3,061万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,637億8,663万4,000円とするものです。

「報告第1号 令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、令和4年度一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会へ報告するものです。

「同意第3号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」ですが、広域連合議会議員のうちから選任する監査委員の辞職に伴い、後任の監査委員の選任の同意を求めるものです。

以上が提出議案の概要となります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(9) 承認第1号の説明、採決

議長（石橋 浩人君） 次に、日程第8「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治 雅裕君） 承認第1号「専決処分の承認を求めること」について、A4横型の資料1の「議案説明資料」により説明します。

1ページをお開きください。

専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の趣旨は、高齢者の医療の確保に関する法律第111条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る令和4年度相当分の保険料の減免をするため、所要の改正を行うものです。

主な内容は、令和4年度相当分の保険料であって、令和4年度末に資格を取得したことなどにより、令和5年4月以後に普通徴収の納期限が設定されている保険料を対象とするものです。

なお、令和5年度相当分の保険料は、減免いたしません。急を要したことから、地方自治法の規定に基づき、令和5年3月24日付けで専決処分をいたしましたので、これを報告し

承認を求めるものです。条例の施行日は、令和5年4月1日です。2ページが新旧対照表です。

承認第1号の説明は以上です。

議長（石橋 浩人君） それでは、「承認第1号」の質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(10) 承認第2号の説明、採決

議長（石橋 浩人君） 次に、日程第9「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 専決第2号 令和5年度東日本大震災等による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治 雅裕君） 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」説明します。

「議案説明資料」の3ページをお開きください。

専決第2号「令和5年度東日本大震災等による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例」の趣旨は、被災者に対する保険料について、国から令和5年度分の減免の財政支援の基準が新たに示されたことから、当該年度の減免条例を制定するものです。

主な内容は、令和5年度の保険料について、平成26年までに避難指示等が解除された地域における減免及び上位所得層の保険料減免の取扱いを定めたものです。

被災者に対する保険料の減免については、これまで毎年、既存条例の一部改正で対応してきたため、現行条例から過去の減免の内容を読み取ることが難しくなっています。この度、国において、避難指示等の解除に伴う保険料減免措置の段階的な見直しも始まり、今後、より複雑となることが想定されます。分かりやすい条例とするため、年度ごとに新たな条例を制定して対応します。

急を要したことから、地方自治法の規定に基づき、令和5年7月5日付けで専決処分しましたので、これを報告し承認を求めます。

条例の施行日は、令和5年7月5日、適用は令和5年4月1日に遡って適用します。

承認第2号の説明は以上です。

議長（石橋 浩人君） それでは、承認第2号の質疑を行います。
質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。
討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。
お諮りいたします。

承認第2号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(11) 認定第1号及び第2号の説明、採決

議長（石橋 浩人君） 次に、日程第10「認定第1号 令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第11「認定第2号 令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、関連がありますので、一括議題にしたいと思います。

お諮りいたします。

一括議題とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治 雅裕君） 認定第1号「令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」、決算認定資料【別冊1】「令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合各会計歳入歳出決算書」により説明します。

4ページをお開きください。

まず、歳入についてですが、表の一番下の歳入合計の欄をご覧ください。

予算現額9億925万7,000円に対して、調定額、収入済額は9億920万5,938円で、予算現額に対して5万1,062円の減となりました。

次に5ページをご覧ください。

歳出について、表の一番下の歳出合計の欄をご覧ください。

予算現額9億925万7,000円に対して、支出済額は8億4,777万6,430円で、不用額が5,298万570円となりました。歳入歳出差引残額6,142万9,508円は、翌年度へ繰り越します。

次に6ページ、7ページの「一般会計歳入歳出決算事項別明細書」をご覧ください。

歳入の状況について、7ページの収入済額と備考の欄で説明します。

第1款 分担金及び負担金8億5,530万円余は、派遣職員人件費や電算処理委託費など、制度を運営する上で必要な共通経費に対する市町村の負担金です。

第2款 財産収入81万円余は、派遣職員の借上公舎入居料です。

第4款 繰越金5,298万円余は、前年度からの繰越金です。

第5款 諸収入9万円余は、歳計現金の預金利子や会計年度任用職員等の社会保険料納付金などの雑入です。以上、歳入の合計は、補正後の予算現額9億925万7,000円に対して、調定額、収入済額ともに9億920万5,938円です。不能欠損額、収入未済額は、ありません。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

歳出の状況についてであります。9ページの支出済額と備考の欄で説明します。

第1款 議会費62万円余は、議員報酬など議会運営費です。

第2款 総務費7,958万円余は、派遣職員のうち、事務局長、次長、総務課職員、合わせて6名分の人件費負担金や、会計年度任用職員4名分の任用費など事務局管理運営費です。

10ページ、11ページをお開きください。

第3款 民生費7億6,757万円余は、事業に係る事務費分の特別会計繰出金や、派遣職員のうち業務課職員17名分の人件費負担金、任期付職員3名分の人件費などです。

以上、歳出の合計は、補正後の予算現額9億925万7,000円に対し、支出済額は、8億4,777万6,430円、繰越明許費の850万円を除き、不用額は5,298万570円です。

次に、12ページをお開きください。

一般会計の実質収支に関する調書ですが、記載のとおり、5,293万円の実質収支額となりました。

認定第1号についての説明は以上です。

続きまして、認定第2号「令和4年度 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を説明します。

14ページをお開きください。

特別会計であります。歳入の決算額は、収入済額の合計で、2,535億4,699万円余、15ページをご覧ください。歳出の決算額は、支出済額の合計で、2,387億1,554万円余、差引残額148億3,144万8,093円は、翌年度に繰り越します。

歳入歳出の内容につきまして、事項別明細書で主なものを説明します。

16ページ、17ページをお開きください。

まず、歳入の状況について、収入済額と備考の欄で説明します。

第1款 市町村支出金408億6,253万円余は、被保険者からの保険料、低所得者等の保険料軽減分を公費で負担する保険基盤安定負担金、療養給付費負担金など、市町村からの各種負担金です。

第2款 国庫支出金843億8,491万円余は、療養給付費や高額医療費に係る国庫負担金のほか、各広域連合間の財政の不均衡を是正するための普通調整交付金、災害など特別

な事情を考慮し交付される特別調整交付金、原発事故で被災した被保険者の保険料の減免等による災害臨時特例補助金などの国庫補助金です。

第3款 県支出金195億5,020万円余は、療養給付費や高額医療費に係る県の負担金です。

18ページ、19ページをお開きください。

第4款 支払基金交付金915億1,056万円余は、社会保険診療報酬支払基金から交付される、現役世代からの支援金です。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金5,789万円余は、レセプト1件の金額が400万円を超える高額な医療費が発生した際に、全国の広域連合が共同で負担する特別高額医療費共同事業からの交付金です。

第6款 繰入金6億3,479万円余は、一般会計からの事務費等繰入金です。

第7款 繰越金162億7,732万円余は、国からの療養給付費負担金など、令和4年度に精算する償還分を含む繰越金です。

第9款 諸収入2億6,875万円余は、歳計現金の運用利子や、交通事故等に係る加害者からの損害賠償金、医療機関からの診療報酬返還金等です。

不納欠損額32万円余は、後期高齢者医療一部負担金等の返還請求金2件です。

収入未済額540万円余は、医療機関の不正・不当請求の返還金及び資格喪失後の受診による返還金や一部負担金の差額返還金が533万円余、相続放棄による高額療養費返還金の過年度分が7万円余です。

以上、歳入の合計は、補正後の予算現額2,509億1,877万4,000円に対し、調定額2,535億5,273万6,553円、収入済額2,535億4,699万3,367円であり、不能欠損額は32万8,876円、収入未済額は541万4,310円となりました。

次に20ページ、21ページをお開きください。

特別会計の歳出の状況ですが、支出済額と備考の欄で説明します。

第1款 総務費8億1,014万円余は、電算処理費のほか、資格管理費や給付管理費など、制度の運営経費です。

22ページ、23ページをお開きください。

第2款 保険給付費2,300億8,234万円余は、医療機関等に支払う療養給付費や、被保険者に支給する高額療養費などです。

24ページ、25ページをお開きください。

第3款 特別高額医療費共同事業拠出金9,567万円余は、レセプト1件の金額が400万円を超える高額な医療費を、全国の広域連合が共同で負担し、当該広域連合の財政負担の軽減を図るための共同事業に係る拠出金です。

第4款 保健事業費10億5,073万円余は、被保険者の健康増進を図るための健康診査事業費や、健康増進事業に係る経費です。

26ページ、27ページをお開きください。

第6款 諸支出金66億7,665万円余は、保険料還付金や療養給付費の額確定に伴う療養給付費負担金の償還金などです。

以上、歳出の合計は、補正予算後の予算現額2,509億1,877万4,000円に対し、支出済額2,387億1,554万5,274円で、不用額は122億322万8,726円です。

次に、28ページをお開きください。

特別会計の実質収支に関する調書ではありますが、記載のとおり、148億3,144万8,000円の実質収支額となりました。

以上が、令和4年度歳入歳出決算書の説明であります。

次に、29ページの「財産に関する調書」をご覧ください。

公有財産、物品、債権、基金はありません。

31ページ以降は、主要な施策の成果等報告書です。

広域連合では、保険者として制度の適切な運営、医療費の適正化事業、保健事業等を実施しています。

主な事業について説明します。

制度の適切な運営については、全世代対応型社会保障制度の取組の一つとして導入された医療費の窓口負担2割導入の制度改正について対応しました。

42ページの下段「ウ 資格管理費」をご覧ください。

この中で、医療費の窓口負担2割導入に係る新たな被保険者証の交付等を実施しました。

続いて43ページをお開きください。

上段「エ 給付管理費」の中で、2割負担となる方には、令和7年9月30日までの間は負担を抑える配慮措置があることから、高額療養費の申請勧奨等を実施しました。

医療費の適正化事業としては、中段に記載の「オ 医療費適正化等推進事業」の主な実施内容（イ）ジェネリック医薬品において、ジェネリック医薬品へ切り替えることで、自己負担額が「200円以上」下がると見込まれる被保険者へ、その差額を知らせる通知を送付するとともに、お薬手帳などに貼るジェネリック医薬品希望シールを、新規資格取得者へ配付しました。令和5年3月分のジェネリック医薬品の利用率は、前年度比1.6ポイント増の83.2%となりました。

次に、（ウ）レセプト二次点検は、レセプトの請求内容に誤りがないか、一次点検を福島県国保連合会で行っていますが、さらに請求内容を詳細にチェックするため、疑義のあるレセプトについて、二次点検を委託して実施しました。

二次点検による再審査の申出により、過誤請求であると認められた金額は、令和4年度末現在で4,337万円余となりました。

47ページをお開きください。

保健事業についてですが、4款 保健事業費において、被保険者の生活習慣病の早期発見及び健康の保持増進のため、健康診査事業と健康増進事業に取り組んでまいりました。

アの健康診査事業は、市町村等に事業を委託して実施しました。

イの健康増進事業は、重症化予防指導に加え、48ページへお進みいただき、重複・頻回受診者への適正受診指導や、低栄養・過体重の傾向にある被保険者への訪問指導、適正服薬相談事業等を実施しました。

また、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施については、44市町村に事業を委

託して実施しました。

認定第2号についての説明は以上です。

一般会計及び後期高齢者医療特別会計の両決算につきましては、監査委員による決算審査が行われ、決算認定資料【別冊2】のとおり審査意見書が提出されていますので、地方自治法の規定により、併せてご報告いたします。

議長（石橋 浩人君） 次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。

監査委員 長谷川 敏朗君。

監査委員（長谷川 敏朗君） 私から令和4年度の決算の審査結果について、御報告申し上げます。

お手元の決算認定資料【別冊2】審査意見書1ページをご参照いただきたいと思います。と存じます。

去る令和5年6月26日、令和4年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして審査をいたしました。

その結果、審査に付されました一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されているものと認められました。

また、決算の計数に関しましても、関係帳簿及び証拠書類と照合しましたところ、正確であると認められました。

最後に、決算の概要につきましては、審査意見書にもまとめておりますとおり、適正かつ効率的に予算が執行され、健全な財政運営であると判断いたしております。

以上、決算審査の意見として御報告申し上げます。

議長（石橋 浩人君） ただいまの監査委員の意見を踏まえ、「認定第1号」及び「認定第2号」の質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号及び第2号は、これを原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号及び第2号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

（12）議案第11号の説明、採決

議長（石橋 浩人君） 次に、日程第12「議案第11号 福島県後期高齢者医療広域連合例規集の電子化に伴う条例の用語等の整備に関する特別措置条例の制定について」を議題と

いたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治 雅裕君） 議案第11号「福島県後期高齢者医療広域連合例規集の電子化に伴う条例の用語等の整備に関する特別措置条例の制定について」説明します。

A4横型の資料1の「議案説明資料」の5ページをお開きください。

当該条例制定の趣旨は、例規集のデータベースシステム導入にあたり、既存条例を見直し、用語、用字等の修正が必要となりますが、その際、個々の条例ごとの改正は煩雑となるため、当該条例を定めることにより、内容及び効力に影響を及ぼさない限度で、一括して用語、用字等の修正を行うものです。

主な内容としましては、既存の条例等について、それぞれ国の告示、訓令及び通達の定めるところに従い、適切な表記へ修正するものです。

施行日は、公布の日です。説明は以上となります。

議長（石橋 浩人君） それでは、議案第11号の質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号は、これを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

（13）議案第12号の説明、採決

議長（石橋 浩人君） 次に、日程第13「議案第12号 福島県後期高齢者医療広域連合地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治 雅裕君） 議案第12号「福島県後期高齢者医療広域連合地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明します。

A4横型の資料1の「議案説明資料」の6ページをお開きください。

当該条例の趣旨は、引用する法令の項番号の改正です。

7ページをお開きください。

具体的には、附則第2条第4号で引用している「地方公務員法第22条の5第1項」を

「第22条の5第2項」に改める内容となっています。条例の施行日は公布の日、適用は令和5年4月1日に遡って適用します。

議長（石橋 浩人君） それでは、議案第12号の質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第12号は、これを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

(14) 議案第13号の説明、採決

議長（石橋 浩人君） 次に、日程第14「議案第13号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治 雅裕君） 議案第13号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明します。

A4横型の資料1の「議案説明資料」の8ページをお開きください。

当該条例の趣旨は、引用する法令の条項番号の改正です。

9ページをお開きください。

具体的には、附則第5条第3項に引用している「附則第6条第1項又は附則第7条第1項若しくは第2項」を、「附則第7条第1項又は附則第8条第1項若しくは第2項」へ改め、加えて、附則第7条第3項を同条第2項とする内容となっています。

条例の施行日は公布の日、適用は令和5年4月1日に遡って適用します。

議長（石橋 浩人君） それでは、議案第13号の質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第13号は、これを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石橋 浩人君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

(15) 議案第14号の説明、採決

議長(石橋 浩人君) 次に、日程第15「議案第14号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(丹治 雅裕君) 議案第14号「福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の制定について」説明します。

A4横型の資料1の「議案説明資料」の10ページをお開きください。

当該規約制定の趣旨ですが、田村広域行政組合が令和5年3月31日に解散したことに伴い、福島県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び規約の整備を行うものです。

主な内容は、規約の別表に掲載されている「田村広域行政組合」を削除し、変更後の規約を左横書きに改めることです。

当該規約は、知事の許可があった日から施行となり、改正後の規約の規定は、令和5年4月1日に遡って適用となります。

11ページから13ページが新旧対照表です。

議案第14号の説明は、以上となります。

議長(石橋 浩人君) それでは、議案第14号の質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(石橋 浩人君) 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(石橋 浩人君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第14号は、これを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石橋 浩人君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

(16) 議案第15号及び第16号の説明、採決

議長（石橋 浩人君） 次に、日程第16「議案第15号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第17「議案第16号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、関連がありますので一括議題にしたいと思います。

お諮りいたします。

一括議題とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治 雅裕君） 議案第15号「令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について」議案書により説明します。

議案書の20ページをお開きください。

補正の内容ですが、令和4年度決算の認定により繰越金が確定したことから、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,167万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出ともに12億7,937万4,000円とするものです。議案書の21ページから23ページまでが、一般会計補正予算の事項別明細書です。

22ページをご覧ください。

まず、上段の表、歳入であります。4款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」に3,167万1,000円を追加するものです。これは、令和5年度への繰越金6,143万円が確定したことから、令和5年度当初予算で計上していた繰越金2,975万9,000円との差額3,167万1,000円を追加するものです。

次に歳出ですが、下段の表となります。

4款「予備費」1項「予備費」1目「予備費」に繰越金で追加したのと同額3,167万1,000円を追加するものです。議案第15号の説明は以上です。

続きまして、議案第16号「令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」説明します。

議案書の26ページをお開きください。

補正の内容ですが、令和4年度決算の認定により、繰越金などが確定したことから、歳入歳出予算の総額にそれぞれ66億3,061万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出共に2,637億8,663万4,000円とするものです。

議案書の27ページから29ページまでが、特別会計補正予算の事項別明細書です。

28ページをご覧ください。

まず、上段の表、歳入ですが、3款「県支出金」1項「県負担金」2目「高額医療費負担金」に4,225万8,000円を追加します。これは、高額医療費負担金について、概算交付額を実績額が上回ったことによる追加交付です。

7款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」に65億8,836万円を追加します。これは、令和5年度への繰越金148億3,144万8,000円が確定したことから、令和5年度当初予算で計上していた繰越金82億4,308万8,000円との差額65億8,

836万円を追加するものです。

次に歳出ですが、6款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」2目「償還金」46億2,050万6,000円の追加は、令和4年度に概算払で受けていた、国等からの療養給付費負担金等の精算に係る償還金等です。

7款「予備費」1項「予備費」1目「予備費」20億1,011万2,000円は、保険料及び共通経費予備費に追加するものです。

議案第16号の説明は以上です。

議案第15号と併せて、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（石橋 浩人君） それでは、議案第15号及び議案第16号の質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第15号及び議案第16号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号及び議案第16号は、原案のとおり可決されました。

(17) 報告第1号の説明、採決

議長（石橋 浩人君） 次に、日程第18「報告第1号 令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治 雅裕君） 報告第1号「令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書について」説明します。

議案書の31ページをお開きください。

令和4年度から令和5年度へ繰り越す内容は、2款「総務費」1項「総務管理費」事業名「内部事務系ネットワーク構築事業」で、当該広域連合に適したシステム構築に時間が要することから、850万円を繰り越すものです。

報告第1号の説明は以上です。

議長（石橋 浩人君） それでは、報告第1号の質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第1号を終わります。

(18) 同意第3号の説明、採決

議長（石橋 浩人君） 次に、日程第19「同意第3号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を議題といたします。

この件につきましては、地方自治法第292条で準用する同法第117条の規定によって除斥の必要がありますので、12番 本多 勝実君の退場を求めます。

（本多 勝実 議員退場）

議長（石橋 浩人君） 副広域連合長より説明を求めます。副広域連合長。

副広域連合長（高橋 宣博君） 同意第3号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」でございます。

監査委員のうち、広域連合議会議員から選任した清川 雅史監査委員が令和5年7月5日付けで辞職されたことから、後任といたしまして、本多 勝実議員を監査委員に適任として同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（石橋 浩人君） これより、同意第3号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） ご異議なしと認めます。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

同意第3号に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石橋 浩人君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号は、同意することに決定しました。

ここで、12番 本多 勝実君の入場を認めます。

（本多 勝実議員 入場）

議長（石橋 浩人君） 12番 本多 勝実君の監査委員選任は、同意と決しましたのでお知らせいたします。

(19) 閉議及び閉会の宣告

議長（石橋 浩人君） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じ、令和5年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後2時46分）